

# 年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会  
令和3年11月30日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 3件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国民年金関係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100259号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100064号

## 第1 結論

請求者のA社における平成18年12月31日の標準賞与額を18万6,000円に訂正することが必要である。

平成18年12月31日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年12月31日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年12月

請求期間について、A社から賞与が支払われていたが、厚生年金保険の記録がない。調査の上、請求期間に係る賞与を記録してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間について、請求者が当該期間に係る賞与明細書と思われるとして提出している明細書は、支給年月、支給額及び控除額等の記載事項が判読できないものの、課税庁から提出された平成19年度の課税台帳照会の記録、請求者から提出された平成17年12月分から平成18年11月分までの給与明細書及び平成18年7月分賞与明細書並びに複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書(以下、併せて「課税台帳照会の記録等」という。)から判断すると、請求者は、A社から標準賞与額20万円に相当する賞与の支払を受け、標準賞与額18万6,000円に見合う厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、課税台帳照会の記録等に

より推認できる厚生年金保険料控除額から、18万6,000円とすることが必要である。

また、請求期間に係る賞与の支払年月日については、これを確認できる資料がないことから、支払年月の末日である平成18年12月31日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社の事業主からは回答が得られず、同社の役員である事業主の妻は、請求期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明である旨回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対し行ったか否かについては、これを確認できる資料がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100335号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100065号

## 第1 結論

請求者のA社における平成15年12月18日の標準賞与額を41万5,000円、平成16年7月15日の標準賞与額を30万3,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月18日及び平成16年7月15日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成15年12月18日及び平成16年7月15日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和48年生

住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年12月

② 平成16年7月

請求期間①及び②について、A社から賞与が支払われ、厚生年金保険料を控除されていたが、標準賞与額の記録がないので訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者から提出された2003年冬季賞与明細書及び2004年夏季賞与明細書により、請求者は、A社から請求期間①に41万5,000円、請求期間②に30万3,000円の標準賞与額に相当する賞与(請求期間①は41万5,000円、請求期間②は30万3,750円)の支払を受け、当該標準賞与額に見合う厚生年金保険料(請求期間①は28,178円、請求期間②は20,574円)を控除されていたことが確認できる。

また、賞与の支払年月日については、A社の事業主の回答から、請求期間①は平成15年12月18日、請求期間②は平成16年7月15日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月18日及び平成16年7月15日について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているが、A社が請求者に送付した文書によると、当該期間に係る賞

与の届出が行われていない旨記載されていることから、社会保険事務所は、請求者の平成15年12月18日及び平成16年7月15日の賞与に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2100352号  
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2100066号

## 第1 結論

請求者のA社における平成29年12月1日の標準賞与額を19万8,000円とすることが必要である。

平成29年12月1日の訂正後の標準賞与額については、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和59年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成29年12月1日

A社から平成29年12月1日に賞与の支給がされていたので、年金額に反映するように記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

A社から提出された支給控除一覧表、賃金台帳及び被保険者賞与支払届資料(以下、併せて「賞与関係資料」という。)により、請求者は、請求期間において同社から19万8,000円の標準賞与額に相当する賞与(19万8,500円)の支払を受けていたことが確認できる。

また、オンライン記録によると、事業主は、厚生年金保険法第81条の2の2の規定に基づき、産前産後休業期間中(平成29年\*月\*日から平成30年\*月\*日まで)に係る請求者の厚生年金保険料について、徴収免除の申出を行っていることが確認できる。

さらに、上述の規定には、産前産後休業をしている被保険者を使用する事業所の事業主が、上述の申出を行ったときは、当該被保険者に係る厚生年金保険料であって、その産前産後休業等を開始した日の属する月からその産前産後休業が終了する日の翌日が属する月の前月までの期間に係るものの徴収を行わない旨定められている。

したがって、請求期間に係る標準賞与額については、上述の賞与関係資料において確認できる賞与額から、19万8,000円とすることが必要である。